

札幌市交通局タッチ決済乗車券取扱規程（令和7年交通局規程第12号）

令和7年4月9日

交通局規程第12号

（趣旨）

第1条 この規程は、本市の高速電車事業における、タッチ決済機能のあるクレジットカード、デビットカード及びプリペイドカード、これらの機能を有するモバイル端末その他これらに準ずるもの（以下これらを「クレジットカード等」という。）を媒体とした乗車券の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タッチ決済 近距離無線通信規格のNFC Type A/Bを活用したEMVコンタクトレス決済をいう。
- (2) 管理サーバ タッチ決済乗車券の識別番号、入出場情報、商品内容等を管理するサーバをいう。
- (3) タッチ決済乗車券 クレジットカード等を媒体とした、管理サーバにより保持する暗号化された各媒体の識別番号、入出場情報等を組み合わせた乗車券をいう。
- (4) 読取機 高速電車の各駅に設置するクレジットカード等からタッチ決済乗車券の情報を読み取るための装置をいう。

（タッチ決済乗車券による乗客の輸送）

第3条 タッチ決済乗車券による乗客の輸送等については、この規程の定めるところによる。

（タッチ決済乗車券の使用）

第4条 タッチ決済乗車券は、本市の高速電車を利用する場合に、札幌市高速電車料金条例（昭和46年条例第38号。以下「高速電車料金条例」という。）第8条のカード乗車券（以下「カード乗車券」という。）として使用することができる。

2 タッチ決済乗車券をカード乗車券として使用することにより乗車する者（以下「利用者」という。）は、読取機による改札を受けて入出場しなければならない。この場合においては、1のタッチ決済乗車券につき、1人が片道1回について使用することができる。

3 前項の規定による入場の際に使用したタッチ決済乗車券を出場の際に使用しなかった場合は、当該タッチ決済乗車券の出場処理（読取機による改札を受けて出場する際に行われる処理に相当する処理をいう。以下同じ。）を受けなければ、当該タッチ決済乗車券を再び高速電車の乗車のために使用することができない。

（タッチ決済乗車券の制限事項）

第5条 タッチ決済乗車券は、他のカード乗車券若しくは高速電車料金条例第6条の乗車券又は条例第7条の定期券と併用して使用することはできない。

2 タッチ決済乗車券は、クレジットカード等の発行者が使用の制限又は停止を行った場合には、使用することができない。

3 タッチ決済乗車券の破損、読取機の故障、停電等によりタッチ決済乗車券の情報の読取りが不可能となったときは、タッチ決済乗車券を使用することはできない。

4 有効期限の定めのあるクレジットカード等は、当該有効期限後にタッチ決済乗車券として使用することはできない。

5 タッチ決済乗車券は、乗車以外の目的で駅に入出場するために使用することはできない。

6 利用可能枠があるクレジットカード等は、利用可能枠を超えた場合には、タッチ決済乗車券として使用することはできない。

（乗車区間等の制限）

第6条 管理サーバに障害が発生したことによりこの規程による取扱いが不可能となったときその他旅客の輸送の円滑な遂行を確保するために必要があると認めたときは、交通事業管理者（以下「管理者」という。）は、タッチ決済乗車券に係る取扱いに関し、乗車区間、乗車方法又は乗車する列車の制限をすることができる。

2 前項の規定による制限については、本市は、その責めを負わない。

（料金）

第7条 タッチ決済乗車券をカード乗車券として使用することにより乗車をする場合は、普通カード乗車料金（高速電車料金条例別表2に規定するカード乗車料金のうち普通の種別をいう。）の適用を受けるものとし、出場の際、読取機により、当該乗車の区間に係る高速電車料金（札幌市高速電車乗車料金条例施行規程（昭和46年交通局規程第31号。以下「高速電車料金規程」という。）別表3に規定する普通料金のうち大人の種別をいう。以下同じ。）についてタッチ決済を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者がさっぽろ駅の一方の路線の読取機による改札を受けて出場し、当該出場から30分以内に他方の路線の読取機による改札を受けて入場した後、高速電車料金規程第14条の2第1項第1号に定める経路又は路線の組合せで乗換え（以下「さっぽろ乗換え」という。）を行った場合にあっては、当該出場の際にさっぽろ駅までの当該乗車の区間に係る高速電車料金の額（以下この項において「さっぽろ駅までの乗車料金」という。）についてタッチ決済を行った上で、最終の下車駅において出場する際に当該最終の下車駅までの当該乗車の区間に係る高速電車料金の額とさっぽろ駅までの乗車料金との差額についてタッチ決済を行うものとする。

3 高速電車料金は、利用者が読取機による改札を受けて出場した後、クレジットカード等の発行者から本市が立替払いを受けるものとする。

4 前項の立替払いに係る金銭債権について、クレジットカード等の発行者は、当該金銭債権の債務者である利用者に対して、求償債権を取得するものとする。

5 タッチ決済による乗車により発生する金銭債権は、1日ごとに集計するものとする。

6 前項の金銭債権の請求方法は、クレジットカード等の発行者が別に定めるものとする。

（不正使用）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合はタッチ決済乗車券を無効とする。

(1) 読取機による改札を受けたタッチ決済乗車券を、他人から譲り受けて使用したとき。

(2) クレジットカード等に名義人が存在する場合において、当該名義人以外の者が当該クレジットカード等をタッチ決済乗車券として使用したとき。

(3) 偽造され、変造され、又は不正に作成されたタッチ決済乗車券を使用したとき。

(4) その他不正乗車的手段としてタッチ決済乗車券を使用したとき。

(料金の追徴)

第9条 前条各号のいずれかに該当する場合は、その不正使用に係る乗車に応じた回数、相当区間を乗車したものととして、当該乗車に係る料金及びこれと同額の割増料金を合わせて徴収する。

2 前項の割増料金の徴収に当たって、料金を免れようとする意思がないことが明らかなきときその他特別の事由があると認められるときは、管理者は割増料金の全部又は一部を免除することができる。

(同一駅で出場する場合)

第10条 タッチ決済乗車券を所持する者は、地下鉄各駅において、当該タッチ決済乗車券を使用して入場した後、同一駅で出場する場合（次条第1項の規定による場合を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより、当該タッチ決済乗車券の出場処理を受けて出場しなければならない。

(1) 入場した駅から任意の駅まで乗車し、出場せずに再び当該入場した駅まで乗車して出場する場合 当該乗車の区間に係る往復の高速電車料金についてタッチ決済を行うこと。

(2) 入場した後、乗車せずに同一駅で出場する場合 高速電車料金規程別表3に規定する1区の区間に係る高速電車料金についてタッチ決済を行うこと。

(高速電車運行不能の場合の取扱い)

第11条 利用者は、読取機による改札を受けた後に、災害その他やむを得ない事情により高速電車の運転を中止したときは、次の各号に定めるいずれかの取扱いを請求することができる。

(1) 当該乗車を開始した駅までの無賃送還

(2) 乗車の中止

2 前項第1号に定める取扱いを行ったときは、乗車区間に係る高速電車料金は収受せず、タッチ決済乗車券の発駅情報の消去処理を行う。

3 第1項第2号に定める取扱いを行ったときは、当該乗車を中止した駅までの乗車区間に係る高速電車料金についてタッチ決済を行うものとする。ただし、さっ

ぼろ乗換え後の場合にあっては、当該乗車を中止した駅までの乗車区間に係る高速電車料金の額とさっぽろ駅において既にタッチ決済を行った高速電車料金の額との差額についてタッチ決済を行うものとする。

（利用履歴の確認）

第 1 2 条 利用者は、管理サーバと接続する W e b サイト等でタッチ決済乗車券の利用履歴を確認することができる。

（免責事項）

第 1 3 条 タッチ決済乗車券において生じた、クレジットカード等の発行者に起因する利用者の損害又はクレジットカード等の発行者のサービス機能に関わる利用者の損害については、本市はその責めを負わない。

2 この規程に定めのない、タッチ決済乗車券を利用したサービスに関して生じた利用者の損害については、本市はその責めを負わない。

（補則）

第 1 4 条 本市の高速電車事業におけるタッチ決済乗車券の取扱い等に関し、この規程の定めのない事項については、高速電車料金規程、札幌市交通事業高速電車乗車規程（昭和 4 6 年交通局規程第 2 6 号）及び高速電車振替乗車規程（昭和 4 6 年交通局規程第 2 7 号）並びにクレジットカード等の発行者が定める規約等の定めるところによる。

（委任）

第 1 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、事業管理部長が定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 2 6 日から施行し、同日における始発以降の高速電車による乗客の輸送について適用する。